

倉敷市市民活動センター 会議室利用確認書

◆ 倉敷市市民活動センターの設置目的（倉敷市市民活動センター条例 第1条）

市民の自主的かつ営利を目的としない公益性のある活動（市民公益活動）を促進することにより、活力ある地域社会を実現するため、倉敷市市民活動センターを設置する。

※ 利用する前に以下の文章を確認し、該当するときは□欄に、「レ」印をお付けください。

市民公益活動をしている。

市民公益活動とは、社会福祉活動、社会奉仕活動、コミュニティ活動等、自主的な公益性の高い活動のことを指します。
公益的な活動であるため、営利活動、趣味・サークル活動、自らの理解や技術の向上のみにとどまるものは含みません。また、市民に対して広く開かれた内容であることが大切なことから、同窓会等の会員相互の共益、親睦のみの活動も含みません。

《 活動例は、別紙「市民公益活動の活動事例」を、ご参照ください。 》

● 市民公益活動の **【実績がわかる書類】** を添付してください。

〔実績がわかる書類の例〕

- ・ 団体のパンフレット
- ・ 団体の総会等の資料(事業実績報告書ほか)
- ・ 活動実績が記載されたホームページ(印刷したもの) など

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日

団体名：

(署名)

氏名：

※ 虚偽の申告があった場合、会議室の使用をお断りする場合があります。

受付印

確認欄